「日本学術会議法の一部を改正する法律案」についての声明

政府・自民党は、日本学術会議の改悪を策し、今国会に「日本学術会議法の一部を改正する法律案」を上程し、12日の参議院文教委員会で審議不足のまま採決を強行し、13日の本会議で通過させ、今国会の会期中にこの「法律案」を成立させるため、衆議院文教委員会や本会議でも同様に行おうとしている。

本「法律案」は、日本学術会議会員の公選制を廃し、学協会の推薦にもとづいた内閣総理大臣の任命制とすることを骨子としているが、これは設立以来30余年にわたって全国の科学者自身によって選ばれ、組織された、まさに「学者の国会」である日本学術会議の性格を根底から覆すものである。

また、日本学術会議でも昨年来、選挙制や部会制・専門部制にかかわる自主改革が進められ、 日本学術会議の性格を「国から独立し、科学者の内外の代表機関であり自主的組織である」と規 定した内容をもりこんだ「改革要綱」を採択しているが、本「法律案」はその内容をもりこまぬば かりか日本学術会議の同意を得ていない一方的なものである。しかも政府は日本学術会議総会の 慎重審議の要求を無視した議事運営を行っている。

私たち地学団体研究会は、設立以来、平和と国民のための科学をめざし活動し、また地球科学の発展に貢献してきた。この中で日本学術会議に対しては「古生物学研究所」や「第四紀研究所」設立の勧告などの活動に敬意を表しつつ、その活動に惜しみない支援、協力をしてきたつもりである。この見地からも日本学術会議を政府の御用機関化させようとする本「法律案」に反対するとともに、政府が日本学術会議の総意である「改革要綱」の精神を十分に尊重し、多くの学協会の声に耳を傾け、衆議院においては本「法律案」を慎重に審議し、成立させないことを3000余名の地学団体研究会員の総意として強く要望し、参議院段階までの本「法律案」の扱いに対しては強く抗議するものである。

1983 年 5 月 14 日 地学団体研究会